「日の丸・君が代」強制反対大阪ネット・D-TaC（松田さんとともに）の

2.12大阪市教育委員会との「協議」報告

市教委は質問にきちんと答えるべきです

　私たちは、1月5日に提出した「君が代」起立・斉唱職務命令を指示する教育長通知を出さないことを中心とする「質問と要請」に対する1月20日付の市教委回答について、大阪市教育委員会との「協議」を2月12日（金）に行いました。（以下、大阪市教育委員会ホームページ参照）

<http://www.city.osaka.lg.jp/templates/dantaikyogi/kyoiku/0000339702.html>

「協議」を充実したものにするために、2月5日付で、「『協議』に向けた質問」を提出し、その回答から「協議」を始めました。（「『協議』に向けた質問」以下）

<https://democracyforteachers.files.wordpress.com/2016/02/question20160205.pdf>

　市教委の出席者は、指導部中学校教育担当西田さん、奥野さん、総務部斉藤さんの3人、私たちの側の参加者は25人でした。「協議」の予定は、15：30～17：30の2時間でしたが、18：00過ぎまで、30数分の延長になりました。その原因は、初めの「『協議』に向けた質問」への回答の中で、市教委が、質問(5)「学校の責任で作成したこの教材について、（『全体のトーンがふさわしくない』と）『市教委として判断』した経過と判断内容について、『資料：卒業式・入学式の国旗・国歌について』の記述に沿って、具体的に説明してください」に対して「審査請求案件などにかかわることなので、答えられない」と回答したことにありました。（『資料：卒業式・入学式の国旗・国歌について』以下）

<https://democracyforteachers.files.wordpress.com/2015/08/handout01.pdf>

　「審査請求案件とは何か」と質問しても「答えられない」。らちが明かない状況がしばらく続き、「審査請求案件」が松田「君が代」不起立戒告処分取り消し人事委員会申し立てのことらしいとわかって、「処分とこの教材と何の関係があるのか」と質問しても「答えられない」。かなりの時間が経過した後で、2月5日に質問書を提出に行ったとき、西田さんは（5）の質問も含めて回答を準備すると言っていたのに、「答えられない」に転換した経緯の説明を求めました。その中で、回答に当たって人事担当と相談してこの回答になったということがわかり、回答に関わった人事担当者（田中さん）の出席を求めました。田中さんも交えた話の中で、この理不尽な回答が弁護士のアドバイスによるということだったので、持ち帰って再検討し、別途「協議」を設定して答えるということになりました。こういう事情で、他の質問に対するやり取りの時間があまり取れなかったのですが、(1)(2)の質問に対する市教委回答の内容については確認しました。

質問(1)私たちの要請にも関わらず教育長通知を出した理由

　回答は、「学習指導要領と条例に基づいて教育長通知を出している」というものでした。私たちは、「保身の蔓延、教育荒廃、子どもの権利侵害をもたらす」ので、昨年同様の教育長通知を出さないよう要請していることに対して、教育長通知の根拠だけを答えたことは、指摘した弊害を認めたことかと追及しました。「影響は把握していないのでわからない」が回答でした。「教育への弊害を指摘しているのに調査さえしようとしていないのは大問題。教育長通知のもたらしている事態についてきちんと調査すべき」と要請しました。

質問(2)「君が代」の歌詞の意味や扱いについて伝えることについて

　以下１～３の事実を伝えるべきとの私たちの見解についての回答の意味を確認していきました。

1. 「君が代」が、大日本帝国憲法下の修身の教科書で「天皇陛下のお治めになる御代は、千年も萬年もつづいておさかえになりますやうに」という意味だと記載され、教えられていたこと。

2. 戦前、天皇を現人神とする国家神道により、「君が代」斉唱が、天長節・紀元節などの厳粛な学校儀式の中に「御真影に最敬礼、教育勅語奉読」などとともに位置づけられ、教育勅語体制下で「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ」るため、召集令状が来た人に「おめでとうございます」と言わざるを得ない、本音の言えない建前社会をつくった一因であったこと。

3. 1999年に国旗・国歌法が制定されたとき、政府が、「君が代」の「君」は今も天皇を指すが（直訳すれば「天皇の代」となるが）、天皇の憲法上の位置づけが象徴と変わったため、「代」は「国」と理解し、「君が代」の歌詞は、「天皇を日本国及び日本国民統合の象徴とする我が国の末永い繁栄と平和を祈念したものと解することが適当である」としたこと。

　回答は、「学習指導要領の目的にそったものであると確認できないので、特別活動の中でも、社会科の中でも取り扱う必要がない」というものでした。卒業式・入学式で「国旗を掲揚し国歌を斉唱するものとする」目的は、国を愛する心と国旗国歌を尊重する態度を養うことなので、その目標に資さないことはたとえそれが事実であっても伝えるべきでないというものです。国・教育委員会が勝手に目標を決め、それに支障がある情報は遮断するというのは、すでに戦争のための教育が行われているということではないでしょうか。

　「『協議』に向けた質問」の(3)～(5)に関わる「協議」が再度設定されます。一人ひとりが自分で考えることを認めない大阪市教育委員会に抗議の声を突き付けていきましょう。